

解散公告

当社は、令和七年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館二〇三A
代表清算人 大井 健

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

大阪府茨木市片桐町一四番二六号
有限会社原企画
清算人 原 裕

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

大阪府堺市中区深井沢町三二七九番地
一般社団法人尊人会
代表清算人 森 健一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

大阪府中央区瓦町三丁目四番一〇号
株式会社レッツ
代表清算人 藤森 康真

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により令和七年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

岡山県高梁市中井町津々一三六〇番地三
ナカガワ建設株式会社
清算人 中川 安紀

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

広島県三次市四拾貫町七五〇番地の六
有限会社スペースアート
清算人 永谷 愛子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

広島市中区東千田町一丁目一番二九号
office株式会社
代表清算人 加治 聡英

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月七日

山口県下関市彦島江の浦町六丁目一五番一
アオバ薬品株式会社
代表清算人 小林誠一郎

解散公告

当社は、令和七年七月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

福岡市城南区长尾二丁目三番三五四号
株式会社山内事務所
代表清算人 山内 博剛

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

大分市大字佐野七七四番地の一
佐野工業株式会社
代表清算人 池見 政子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

鹿児島市南栄三丁目一六番地
鹿児島米商株式会社
代表清算人 西村加奈子

解散公告(第二回)

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年六月二十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

札幌市白石区本通二十一丁目南一番一〇号
イオン北海道株式会社確定給付企業年金
清算人 高草木陽子

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月二十五日福島地方裁判所相馬支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地一〇五番地
宗教法人三方山神社
清算人 弁護士 佐藤 智之

解散公告(第二回)

当社は、平成十五年一月十五日破産宣告により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

東京都世田谷区弦巻一丁目四八番二二号
菊地商事株式会社
清算人 山川 隆久

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月五日京都地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年八月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日
京都市北区紫野南花ノ坊町八番地の三
宗教法人水心会
清算人 弁護士 吉松 裕子

第二十五期決算公告

令和七年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨

資産の部

負債の部計

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和七年八月七日

愛知県豊橋市駅前大通三丁目五三番地

特定非営利活動法人穂の国森づくりの会

理事長 神野 吾郎

清算人 高草木陽子